

◇ 損金算入できる接待飲食費の要件

Q : 4月から、損金算入できる接待飲食費が1万円以下になりましたが、1万円以下であればすべて損金に算入できるのですか？

A : 次のようになっています。

【解説】

交際費等とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係のある者に対する接待、供給、慰安、贈答その他これらに類する行為(接待等)のために支出するものをいいますが、この交際費等には、飲食その他これに類する行為のために要する費用(もっぱら当該法人の役員もしくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出するものを除く)で、1人当たり1万円以下のものについては、交際費等に含めなくてよいこととされています。

したがって、接待飲食費であっても、もっぱらその会社の役員もしくは従業員又はこれらの親族に対するものについては、適用対象にはなりませんので、社内の者だけを対象とする飲食費、すなわち社内交際費については接待飲食費から除外しなければなりません。

なお、この場合において、もっぱらとはどの程度を指すかは、ケースバイケースですが、参加者のうち社外の者が1人だけというような場合で、得意先等の従業員を形式的に参加させていると認められるような場合は、社内飲食費として取り扱われ、この規定の対象にはならないとされるでしょう。

